

タウンミーティング実施要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市が市民とともに考え行動する「協働型社会」を創り上げていくために、市政の情報を発信し、かつ、市民の声を聴く情報共有及び交換の場として、市民と市長が直接対話するタウンミーティングを実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タウンミーティング 習志野市が展開する施策について、市民と市長が直接対話することのできる会議をいう。
- (2) 直接対話 適切な規模、適切な進行により、相互に意見を述べる事が担保された状態をいう。
- (3) 適切な規模 概ね10人～30人程度をいう。ただし、個別の事情を総合的に勘案し、判断する。

(対象)

第3条 タウンミーティングに申し込むことができる者は、習志野市内で定期的に活動する10人以上の団体のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、宗教及び政治上の目的を有する団体のほか、公序良俗に反する団体は除くものとする。

- (1) 単位町会・自治会又はそれに準ずる地域活動団体
- (2) NPO法人、福祉団体、教育団体等各種団体

(周知)

第4条 タウンミーティングを実施する期間については、市広報紙、市ホームページその他の方法により、広く周知を行う。

(申込み)

第5条 第3条に掲げる団体がタウンミーティングの開催を希望する場合は、タウンミーティング申込書(別記第1号様式)に必要事項を記載し、タウンミーティング所管課に申込みを行わなければならない。

- 2 タウンミーティングの申込みは、開催希望日の1カ月前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 タウンミーティングの開催日時については、申込みを行う団体(以下、「申込者」という。)とタウンミーティング所管課で協議の上、前条で周知された期間の範囲内において決定するものとする。
- 4 タウンミーティングの開催場所については、申込者が事前に確保した会場を使用するものとする。なお、会場準備に必要な費用については、申込者がこれを負担する。

(テーマの選定及び決定)

第6条 タウンミーティングのテーマについては、次に掲げるもののうちから、申込者が選定したのち、申込者とタウンミーティング所管課で協議の上、決定する。ただし、一部の市域に特化した個別問題についてはテーマから除くこととする。

(1) 市が所管する施策に関するもの

(2) 市があらかじめ指定するもの

(通知)

第7条 タウンミーティング所管課は、第5条及び前条の規定に基づき申込みが行われた場合は、速やかに内容を精査し、申込者に対して、決定した内容を通知しなければならない。

(公表)

第8条 実施したタウンミーティングの内容については、その概要を市ホームページその他の方法により公表する。

(補則)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。